

第2次

名護市教育振興基本計画

平成26年度～30年度

平成26年3月24日

名護市教育委員会

教 育 長 挨 拶

本教育振興基本計画は、向こう5年間を見据えた名護市の教育を推進するにあたり、その目標や方針、また、それらの実現のための施策の体系等を示すものです。

さて、平成25年度全国学力・学習状況調査の結果では、名護市は全国最下位の沖縄県の中においても、さらに低い状況にあります。文部科学省が掲げている「学習指導要領」には、「生きる力」とは、「知・徳・体のバランスがとれた力」とであると定義されています。本市教育委員会の「教育の方針」にも示しているとおり、子どもたちの「生きる力」の育成は、本市の教育目標達成に必要不可欠なものです。その中でも特に、名護市の子どもたちについては、「知・徳・体」のうち知(学力)の底上げは喫緊の課題であり、教育委員会としても重点的に取り組んでいく必要があると考えております。

このような現状を踏まえ、本市教育委員会では、平成26年度から平成30年度の5か年を「学力向上」を重点プロジェクトとして位置付け、できる限りの人材と予算を投入し、名護市の学力を沖縄県1位まで引き上げることを目標に、不退転の決意で取り組んでまいりたい決意です。

このような「学力向上」に特化した施策を打ち出すことについては、「学力だけを重視して他の部分はないがしろにするのか」というような批判も一部生じるかもしれません。しかし、ただ単に知識や技能の高い子どもを育てるのではなく、名護市の全ての子どもたちの「生きる力」、すなわち「知・徳・体のバランスがとれた力」を身に付けてほしいと考えているのです。それは、知(学力)の向上を図れば、徳(道徳)や体(体力)が落ち込むといったものではなく、知・徳・体それぞれの向上が相乗効果で図られる真の「生きる力」の育成を目指すものであります。

近年、教育委員会制度の形がい化が叫ばれ、国では中央教育審議会が平成25年12月13日に「今後の地方教育行政の在り方について」が答申されたところであり、本教育振興基本計画の期間中には、新教育委員会制度の提言改革がなされるものと予想されます。しかし、本市教育委員会は、今後、教育委員会制度がどのように変わったとしても、子どもたちにとってより良い教育環境を提供するという視点を基本として、本教育振興基本計画を積極的に推進していく所存です。

その実現のために、できる限りの人材と予算を投入し、より良い教育環境の整備に取り組んでまいりますが、学校においては、これまでの踏襲に捉われない、積極的な改革が必要とされ、教職員の皆様の一層の指導力の向上が不可欠であります。また、家庭、地域の皆様におかれましては、本市の教育についての一層の御理解を賜り、学校教育への御支援・御協力をお願い申し上げます。

結びに、学校・家庭・地域が一体となって、共に本教育振興基本計画を推進していただきますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成26年3月24日

名護市教育委員会

教育長 座間味 法子

目 次

第1章	計画策定に当たって	P 1～4
1	趣旨	P 2
2	位置付け	P 2
3	期間	P 2
4	国・県の教育施策の動向	P 3、4
第2章	基本的な方向性	P 5～11
1	教育目標	P 7
2	教育方針	P 7
3	重点プロジェクト	P 7～9
4	計画の体系表	P 10、11
第3章	名護市の教育の現状と課題及び今後の具体的施策	P 12～47
1	第1次「名護市教育基本計画」の成果と課題	P 13
2	第2次「名護市教育振興基本計画」の具体的施策	P 14～47
I	より良い教育環境の形成	P 14～27
II	生涯学習社会の実現	P 28～43
III	学校・家庭・地域の連携・協力体制づくり	P 44～47
第4章	推進方策	P 48～49

第1章

計画策定に当たって

1 趣旨

本計画は、本市の教育行政の現状と課題について関係機関や地域の共通認識の下、国、県の教育振興の方針を踏まえながら、本市の教育の振興の方向性と具体的な施策を定め、計画的な教育行政を実施するために策定するものです。

本市の教育の方向性について定めた「名護市教育基本計画」が平成21年7月に策定されてから5年が経過し、その間、計画に基づき小中一貫教育の推進や複式学級の課題解消、海外派遣事業の実施、公立幼稚園全園での給食の実施、学校教育施設の耐震化など、教育環境の充実を図ってきました。いじめや不登校の問題についても、生徒指導支援者を配置し関係機関と連携を図りながら取り組んできたことにより改善の傾向が見られます。また、地域・文化活動においては、重要文化財津嘉山酒造所施設修復保存事業や地域力の再生に向けた取組として各支所への社会教育主事の配置、社会体育施設の修復などを実施してきました。その他、本計画の中でも特に重点施策として取り組むべき施策については、年度ごとに「名護市教育委員会重点施策」を策定し、PDCAサイクル¹に基づく進捗管理を行い、基本目標の達成に向け取り組んできました。

しかしながら、本市の教育環境は県内平均と比較しても低い学力や、体力の低下が課題となっています。地域の教育力の向上に向けた取組についても、都市化による人間関係の希薄化や一部地域の過疎化による人口減少等により、区組織に加入する住民が減り、青年会や婦人会など社会教育団体の活動も停滞気味であります。

また、学校を卒業しても就業まで結びつかない若年無業者の割合は県平均と比べて大きく、若年層の高い失業率は依然として課題となっています。

こうした中、社会を生き抜く力を身に付ける社会的適応能力の育成と社会の著しい変化に伴いグローバル化に対応できる多様な人材の育成は喫緊の課題であり、学校、行政、地域が一体となって教育の振興に取り組む必要があります。

2 位置付け

この計画は、教育基本法第17条第2項に規定される、教育振興のための施策に関する基本的な計画であり、本市の学校教育・社会教育・家庭教育に関する指針とします。

3 計画の期間

この計画は、平成26年度を初年度とし平成30年度を目標とした5か年間の計画とします。なお、国の教育に関する施策の変更や社会情勢の変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

¹ PDCA cycle(plan-do-check-act cycle)は、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

4 国・沖縄県の教育施策の動向

本市教育委員会は、下記の国及び沖縄県の教育施策の動向を踏まえ、整合性を図りながら「第2次教育振興基本計画」を策定します。

(1) 国の教育施策の動向

ア 教育基本法の改正（平成18年12月）

地方公共団体の教育振興基本計画の策定が努力事項として掲げられました。

教育基本法（一部抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

イ 教育振興基本計画の閣議決定（平成20年7月）

ウ 第2期教育振興基本計画の閣議決定（平成25年6月）

教育行政の4つの基本的方向性が示されています。

第2期教育振興基本計画「教育行政の4つの基本的方向性」

- 1 社会を生き抜く力の養成
- 2 未来への飛躍を実現する人材の養成
- 3 学びのセーフティネットの構築
- 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

(2) 沖縄県の教育施策の動向

ア 沖縄県教育振興基本計画（平成24年7月）

平成18年12月に改正された教育基本法を受け策定され、下記の4つを教育の目標として定めています。

沖縄県教育振興基本計画「教育の目標」

- 1 自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもつ幼児児童生徒を育成する。
- 2 平和で安らぎと活力ある社会の形成者として、郷土文化の継承・発展に寄与し、国際社会・情報社会等で活躍する心身ともに健全な県民を育成する。
- 3 学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を迫及し、生涯学習社会の実現を図る。
- 4 幅広い教養と専門的能力を培うとともに、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、改善していく資質を有する人材を育成する。

第 2 章

基本的な方向性

1 教育目標

- (1) 自他の生命を尊重し思いやりのある人間を育てます。
- (2) 国際性豊かで、時代に対応できる人間を育てます。
- (3) 故郷に誇りを持ち、自然・文化に親しみ、次世代にそれらを途切れることなく引き継いでいける人間を育てます。

2 教育方針

(1) より良い教育環境の形成

幼児児童生徒の「生きる力」を育むために、一人一人の個性や能力の伸長を図り、確かな学力、豊かな人間性を育てるための、より良い教育環境の形成に取り組みます。

(2) 生涯学習社会の実現

公民館・博物館講座の提供、市民参加型の芸術文化の振興、スポーツ活動の推進など、生涯学習社会の実現に取り組みます。

(3) 学校・家庭・地域の連携・協力体制づくり

学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担い、お互いに連携・協力できる体制づくりに取り組みます。

3 重点プロジェクト

名護市教育委員会は、上記「教育目標」の達成のため、上記「教育の方針」を踏まえ、本計画により平成 26 年度から平成 30 年度まで各事業に取り組んでまいります。特に、本計画では「学力向上」を重点プロジェクトとして位置付け、次ページのとおり取組を進めてまいります。

平成 25 年度全国学力・学習状況調査の結果では、本市は全国最下位の沖縄県の中においても、さらに低い状況にあります。文部科学省が掲げている「学習指導要領」には、「生きる力」とは、「知・徳・体のバランスがとれた力」と定義付けされています。上記「教育の方針」でも記載しているとおり、子どもたちの「生きる力」の育成は本市の教育目標達成に必要不可欠なものです。その中でも特に、本市の子どもたちについては、「知・徳・体」のうち知(学力)の底上げは喫緊の課題であり、教育委員会としても重点的に取り組んでいく必要があると考えております。

このことから、本市では、平成 26 年度から平成 30 年度の 5 か年で学力を沖縄県 1 位まで引き上げることを目標に取り組んでまいります。

重点プロジェクト

名護市では、平成 26 年度から平成 30 年度の 5 か年間で学力を沖縄県 1 位まで引き上げることを目標に取り組みます。

現状・課題

平成 25 年度全国学力・学習状況調査の結果、本市は、全国最下位の沖縄県の中においても更に低い状況にあります。

具体的施策

平成 26 年度から平成 30 年度にかけて次ページの学力向上推進施策パッケージ事業を順次実施してまいります。

施策の目標

指標名	現状値（24 年度）	平成 30 年度の目標
学力調査平均正答率	県平均以下	沖縄県 1 位

学力向上推進施策パッケージ事業

	課題	具体的施策	事業内容	期待される効果	現状 (平成25年度)
授業体制	一人の教諭で30人～40人全員に理解させることは困難で理解不足の子が出てくる。	①学習支援者の増員	ークラス30人以上の学級がある小学校及び全中学校に退職教員等を配置し理解に欠ける子の指導に当たる。	理解不足の子をフォローすることで、授業のレベルを上げていくことができる。	5人配置
授業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員への支援、教職員との協力体制の強化が必要である。 ・ICTの活用が不十分である。 	②ICT環境整備(既存機器の活用)	学校に配布されているデジタル教科書の活用促進を図るため、既存の電子機器の更新作業を行い、デジタル教科書の対応できる環境整備を行う。	授業に興味を持ち、情報収集の手法を身に付けることで学力の向上につながり、効果的な授業の展開が可能となる。また、同時に情報モラルの啓発活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT環境整備担当(嘱託1人)配置 ・電子黒板を各小・中学校に1台ずつ(計21台)配置
		③ICT環境整備(新規)	屋我地小中学校をモデル校とし、一人一台のタブレット端末又はPCの配布や、各教室への電子黒板等の設置を行う。		
		④小・中学校教諭の先進地視察	小・中学校の教諭が学力向上先進地の学校の授業等を視察する。視察後は報告をさせ、市内全学校に情報共有を行う。	先進地事例を学ぶことで、教員の刺激となり、意識、授業内容等の質が向上する。	未実施
		⑤特例校の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・緑風学園での特例校の継続 ・屋我地小中一貫教育校での特例校の推進を図る。 	授業内容がより充実する。	緑風学園のみ
		⑥小中一貫教育の推進	平成28年度の屋我地小中一貫教育校開校に向け取り組む。	9年間を見通した教育が可能となり、乗入授業、T T授業などが可能となる。	緑風学園のみ
放課後学習の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後、家庭等でその日の復習ができていない子がいる。 ・スポーツ同様、勉強においても基礎が大切であることをより浸透させていく必要がある。 	⑦放課後の教室で振り返りの授業を開催	学校コーディネーターが名桜大生や地域などからボランティアを募り、各学校で放課後の学習支援を実施、学力の底上げを図る。	復習をしっかりとらせることで学習する習慣を身に付けさせる。	大北小学校 学習支援事業
		⑧文武両道プロジェクト	小学生のスポーツ活動(少年野球やミニバスケット等)が始まる前の隙間の時間を活用し、保護者や指導者がチームの小学生に対して学習支援を行い、文武両道を推進する。	文武両道を実践し、学力向上へつなげる。	未実施
家庭教育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣の改善が必要である。 ・保護者が家庭教育に関する学習や相談ができる体制づくりが不十分である。 	⑨食育の推進	大人向け食育講座の開催、児童生徒が授業で食生活や生活習慣について学習するタイミングでの保護者への食育講座の開催と弁当の日の講演会を開催する。	大人向け食育講座の実施により、各家庭で食生活や生活習慣について考えるようになり、子どもの情緒の安定につながる。また、子どもが食育をきっかけに地元の産業、職業に関心を持ち、自ら将来について考え、学習にも意欲を持つようになる。	未実施
		⑩家庭教育支援事業	全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、地域人材の活用や学校との連携による持続可能な仕組みを作り、地域全体で家庭教育支援を推進する。	児童生徒の生活リズムが整うことで、学力向上につながる。	未実施
		⑪6:30運動の普及推進	6:30運動と学力との関係について地域に出向いて啓発活動を行う。	本市の学力の現状と家庭教育の重要性を啓発することで家庭教育環境の向上につながる。	社会教育課 で実施
幼児教育	就学前の施設で小学校へあげるためのプログラムや小学校との連携が図れていないため、小1プロブレムが発生している。	⑫幼小連携コーディネーターの配置	市立幼稚園、私立幼稚園、保育園など就学前施設と小学校との接続を円滑に行うため、小学校又は教育委員会にコーディネーターを配置する。	全ての就学前施設でアプローチカリキュラム等を作成し、小学校と連携を図ることにより、小1プロブレムの解消が図られる。	県事業で1人配置
キャリア教育	<ul style="list-style-type: none"> ・将来像がイメージできず、学習する意味が分からない。 ・学習する意味や目標を持つための手法として有効だが、学校によって取組状況にバラつきがある。 	⑬お仕事体験事業	実際に職業を体験し、働いた時間に応じて仮想通貨が支給され、他店舗で使用することができる。	子どもたち自身で考える、計画を作る、行動する。	未実施
		⑭キャリア教育コーディネーターの配置	職場体験や仕事人講話などのキャリア教育支援員として、企業と学校間のつなぎ役となり、事前・事後学習もコーディネートする。	働く大人の姿を観察し、仕事に対する思いなどを聞くことで将来の自分をイメージし目標を持つ。	グッジョブ連携協議会(教育委員会職員含む)で実施
読書活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・読書の習慣付けが必要である。 ・自主学習方法についてのサポートの強化が必要である。 	⑮読書する環境づくり	学校・中央図書館の司書が研究・協力して「推薦図書リスト」を作成し、子どもたちや読み聞かせボランティアが利用できるようにする。	読み聞かせボランティアや保護者、子どもたちにテーマに沿った図書を提供でき、読書への興味・関心を高めることができる。	未実施
		⑯学校司書・中央図書館司書による調べ学習のサポート	学校・中央図書館の司書が研究・協力し、子どもたちの調べ学習のやり方など基本的な部分をサポートする。	「本を探す」「調べる」など基本的な技術を習得することでその後の学習につながる。	未実施

4 計画の体系表

教育方針	個別目標	具体的施策	
I より良い教育環境の形成 幼児児童生徒の生きる力を育むために、一人一人の個性や能力の伸長を図り、確かな学力、豊かな人間性を育てるための、より良い教育環境の形成に取り組みます。	1 より良い教育環境の整備	(1) 教育環境の整備と支援の充実	
		(2) 学校教育環境・整備の充実	
		(3) 小中一貫教育の推進	
		(4) 学校給食の充実	
		(5) 名護市立教育研究所運営の充実	
	2 確かな学力を身に付けさせる教育の推進	(1) 学力向上推進事業の充実	
		(2) ICT（情報通信技術）を活用した教育の推進	
		(3) 国際社会に対応できる人材の育成	
		(4) キャリア教育の充実	
		(5) 幼児教育の充実	
		(6) 教育関係機関等との連携	
	3 児童生徒理解に基づく教育の推進	(1) 心豊かな人間性を育む教育の推進	
(2) 人権教育や平和学習の充実			
(3) 生徒指導の充実			
(4) 特別支援教育の充実			
II 生涯学習社会の実現 公民館・博物館講座の提供、市民参加型の芸術・文化の振興、スポーツ活動の推進など、生涯学習社会の実現に取り組みます。	1 文化の保全・活用	(1) 文化財の保全及び普及・活用	
		(2) 博物館活動の充実	
		(3) 市民の市史づくり	
		(4) 新博物館の建設	
	2 図書館サービスの充実	(1) 市民に開かれた利用しやすい図書館運営	
		(2) 全市民へ公平なサービスの提供	
	3 芸術文化を創造するための環境づくりの推進	(1) 市民会館事業の充実	
		(2) 次世代の芸術文化を担う人材育成の推進	
		(3) 市民会館の管理・運営の充実	
	4 公民館活動の充実	(1) 中央公民館の充実	
		(2) 地域公民館の充実	
	5 スポーツ・レクリエーション活動の充実	(1) スポーツ活動事業の推進	
		(2) 青少年のスポーツ活動の推進	
		(3) 競技スポーツの推進	
		(4) 社会体育施設の整備	
		(5) 「名護市スポーツ推進計画（仮称）」策定の推進	
	III 学校・家庭・地域の連携・協力体制づくり 学校・家庭・地域がそれぞれの役割を担い、お互いに連携・協力できる体制づくりに取り組みます。	1 地域・家庭の教育力の再生	(1) 青少年の健全育成事業の充実
			(2) 家庭教育の支援
			(3) 地域の教育力の充実
			(4) 生涯学習機会の情報提供・生涯学習施設等との連携充実
(5) 社会教育団体の活性化			

主な取組

①「名護市教育の日」の充実 ③児童生徒等の文化・スポーツ活動における大会派遣費の一部補助 ⑤通学区の見直し・検討	②「子ども夢基金」の活用範囲の拡充 ④複式学級の課題解消 ⑥学校評議員制度の充実
①学校施設設備の整備・修繕 ①「緑風学園」の教育活動の充実	②学校施設の耐震化事業 ②屋我地小中一貫教育校の推進
①学校給食施設の再整備 ③名護市立学校給食費補助	②学校給食における安全な食材の使用及び地産地消の推進 ④新しい学校給食施設における時代に即した学校給食の検討 ⑤学校給食費徴収率の向上
①長期教育研究員研修の充実	②適応指導教室の充実 ③教育相談室の充実
①学力向上推進委員会の充実 ④学校特任アドバイザーを活用した授業力向上の充実 ⑦研究指定校の充実	②学習支援ボランティアの配置 ⑤学習指導支援者の配置 ③読書活動の充実 ⑥各種教科等研修会の充実
①ICT教育環境の整備	②ICTを活用した授業の充実
①中学生海外短期留学事業 ④小・中学生英語体験学習	②小・中学校英語支援員(ALT)の配置 ⑤児童英検の推進 ③英語検定料一部補助
①産学官連携によるキャリア教育の支援	②研修、講演会の実施
①幼稚園指導主事の配置	②幼児教育環境の充実
①北部地区における科学教育関係機関との連携	
①他の教育活動との関連を明確にした道徳授業の充実 ③情報モラル教育の充実	②「六論のこころ」を生かした心の教育の充実 ④伝統文化の尊重
①学校の教育活動を通じて行われる人権教育や平和学習の充実	
①「名護市生徒指導連絡会」及び「名護市不登校児童生徒連絡会」の充実 ②生徒指導支援者を中心とした不登校児童生徒への支援	
①特別支援教育支援者の配置	②特別支援教育支援者研修会の実施 ③名護市就学指導委員会の充実
①天然記念物「名護のひんぷんガジュマル」の保全 ③天然記念物「名護市嘉陽層の褶曲」の保全 ⑥「55区すべてに指定文化財を！」を目標に、市内文化財の周知及び普及・活用の促進 ⑦考古資料を活用した出前事業の実施	②重要文化財「津嘉山酒造所施設」保存修理事業の推進 ④埋蔵文化財の保全 ⑤豊年祭の支援
①ぶりでい子ども博物館の充実	②企画展、特別展の開催や市民ニーズにあった講演会の実施
①市史の刊行 ③新博物館での活動の充実	②教育普及活動の推進 ④新博物館での学習支援活動 ③歴史公文書の収集・整理・保存
①用地・建設費の確保 ③新博物館での活動の充実	②新博物館の展示のための資料の収集・整理・保管 ④新博物館での学習支援活動
①リクエスト、レファレンスサービスの充実・実施 ③ハローワークや地域若者サポートステーションとの連携 ⑤市民の要望に考慮した講演会	②学校図書館司書との連携 ④ボランティアによるおはなし会の継続 ⑥企画展等の実施 ⑦中央図書館業務の一部民間委託
①移動図書館、羽地地区センター図書室の充実	②地域公民館、企業等へのセット貸出の推進
①地域の芸術文化を生かしたまちづくりの展開 ③高齢者、障がい者施設へのアウトリーチ事業の拡充	②市民参加型事業の充実(ビックリスマス等)
①子ども芸術支援事業の充実	②市内の学校等と連携したアウトリーチ事業の展開
①安全対策や防災対策などに配慮した施設や設備の維持管理 ③中央公民館の管理・運営の充実	②利用者のニーズに応じた管理・運営の充実 ②社会的な課題をテーマにした講座の実施
①生涯学習拠点施設としての充実と、適切な管理・運営が図られるような支援体制の充実 ②「名護市公民館連絡協議会」との連携の充実	③各区及び他機関と連携した講座の実施
①各種スポーツ教室の開催(テニス、水泳、ウォーキング等) ③スポーツ推進委員の組織強化及び活動支援	②学校プール一般開放事業(羽地、久辺)
①ジュニアを中心としたトップアスリートの育成・強化及びスポーツ少年団の組織化及び指導者育成の推進 ②プロ選手やトップアスリートによるスポーツ教室の開催	
①スポーツ関係団体支援事業	②県レベルの大会やスポーツイベントの開催
①体育施設維持管理業務及び改修事業 ③「名護市スポーツ推進計画(仮称)」策定の推進	②備品購入事業 ③真喜屋運動広場の再整備事業
①「名護市青少年健全育成基本計画(案)」の策定へ向けた取組の推進 ③「名護市青少年育成協議会」活動の支援 ⑥成人式の開催	②「青少年センター(仮称)」設置へ向けた取組の推進 ④「深夜はいかい防止等名護市民大会」の開催 ⑤夜間街頭指導の実施 ⑦自然体験活動を通じた児童生徒の健全育成事業の充実
①「家庭教育支援事業」の推進 ③「家庭の日」・「早寝・早起き・朝ごはん運動」や「6:30運動」の推進	②子育てについての課題や悩みを解消するため、地域や学校と連携した講座の実施 ④弁当の実施
①「子どもの家」事業の推進	②「学校・家庭・地域連携事業」の推進
①社会教育だより等の充実	②生涯学習施設等との連携充実
①各支所の社会教育主事による地域の社会教育団体等の支援 ②「名護市青年ネットワーク連合会」「名護市婦人会」「名護市子ども会育成連絡協議会」等の活動の支援	

第3章

名護市の教育の現状と課題及び今後の具体的施策

1 第1次「名護市教育基本計画」の成果と課題

各取組の成果と課題

	成果	課題
重点プロジェクト	「小中一貫教育の推進」について、平成24年4月に施設一体型の小中一貫教育校「緑風学園」を開校し、二見以北地域以外の児童生徒を受け入れるなど予想以上の成果が見られた。	「学校給食施設の再整備」と「博物館新館建設事業」については、取組が遅れている。
第1章 未来を拓く学校教育の推進	特別支援員の配置により、不登校の子どもを減少させるなど、成果が見られた。	幼児教育を含め学校教育の推進については、改善見直しを図りながら引き続き取り組む必要がある。
第2章 人生を豊かにする社会教育活動の充実とスポーツの振興	コミュニティ施設やスポーツ施設、図書館施設の充実に取り組み、関係団体の連携や社会教育団体の活動支援などで成果が見られた。	社会教育団体の会員数の減少やスポーツ団体の組織化等
第3章 創造性を育む文化活動の振興	芸術文化活動、文化財の保全・活用、市史編さんの活用、博物館活動の充実など、計画どおりに進めることができた。	市民会館の運営組織の在り方については、検討を要する。
第4章 家庭教育	家庭の教育力を高めるための講座の実施を行った。	啓発チラシの配布や講座を開催しているが、推進状況について把握することが困難である。
第5章 名護市の教育を支える施設の整備	市内全公立学校のトイレの改修や、普通教室へのクーラーの設置、AEDの設置等を行い、教育環境の整備を進めることができた。	総合運動公園や出土遺物管理施設については、取組が遅れているため、用地の確保等課題の解決に向け取り組む必要がある。
第6章 名護市の教育を推進する体制の整備	緑風学園において小規模特認校制度を導入し、市内全域から児童生徒が集まっている。	今後、通学区域制度の弾力的運用及び教育委員会運営の充実について継続的に取り組む必要がある。

2 第2次「名護市教育振興基本計画」の具体的施策

教育の方針Ⅰ より良い教育環境の形成

個別目標 1

より良い教育環境の整備

子どもたちが安全・安心に学校生活を送れるよう、より良い教育環境の整備に向けて取り組めます。

現状・課題

子どもたちにとってより良い教育環境の提供のため、これまで様々な施策を展開しているところでありますが、まだまだ事業の改善、拡充等の必要があるため、引き続き、検討を行いながら取組を進めてまいります。

具体的施策

(1) 教育環境の整備と支援の充実

① 「名護市教育の日」の充実

市民の教育に対する意識と関心を高めるとともに、家庭、学校、地域、関係機関・団体が互いに連携し、地域全体で子どもたちを守り育てる環境づくりに取り組むことで、自らの「生きる力」を育み、「命の大切さや命のつながり」を後世へと伝え、夢と希望に満ちあふれた子どもたちを育てるため、1月の第3日曜日を「名護市教育の日」と定め、式典やシンポジウムを行う。また、1月を「名護市教育月間」と定め、様々な関連行事を開催します。(教育委員会総務課)

② 「子ども夢基金」の活用範囲の拡充

未来を担う子どもたちの夢の実現と健やかな成長に資するための「子ども夢基金」の活用範囲拡充を図ります。(教育委員会総務課)

③ 児童生徒等の文化スポーツ活動における大会派遣費の一部補助

名護市立小学校及び中学校の児童生徒等並びに本市に所在する県立高等学校及び高等専門学校が生徒が、運動競技会又は文化関係大会に参加するため、県外又は県内の離島に派遣される場合に大会派遣費の一部を補助します。(教育委員会総務課)

④ 複式学級の課題解消

複式学級は、児童の競争意欲、切磋琢磨、社会性を育む面において課題があるため、平成18年6月に名護市立学校通学区域等審議会から「複式学級の課題解消について」の答申があった地域については引き続き、また、新たに複式学級が発生している地域についても、その課題解消を検討し取り組んでいきます。(教育委員会プロジェクトチー

ム)

⑤ 通学区域の見直し・検討

名護市街地の発展により、特に屋部地域の人口がこの数年で大きく増加しています。学校の適正規模の観点から、市街地における学校区の見直し検討を行います。(教育委員会プロジェクトチーム)

⑥ 学校評議員制度の充実

地域住民の学校運営への参画を促し、また学校運営について地域へ周知するための学校評議員制度を充実させることによって地域に開かれた学校づくりに努めます。(学校教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24 年度)	平成 30 年度の目標
式典・子どもシンポジウム参加者	約 250 人	700 人
「子ども夢基金」活用対象事業数	1 事業	5 事業
複式学級を抱えている学校数	4 校	1 校
通学区域の見直し	—	実施

(2) 学校教育環境整備の充実

① 学校施設設備の整備・修繕

老朽化している小中学校の学校施設修繕、整備を随時行ってまいります。(教育施設課)

② 学校施設の耐震化事業

平成 27 年度までに耐震化率 100%を目標とし、構造上危険な状態にある小中学校の施設について、改築事業を実施してまいります。(教育施設課)

③ 小・中学校のグラウンド整備

たくましく心豊かな子どもたちを育成するため、屋外教育環境(グラウンド)の一体的な整備充実を図ってまいります。(教育施設課)

④ 学校遊具等の修繕

各幼・小・中学校の遊具の安全点検を行い、修繕を行ってまいります。(教育施設課)

施策の目標

指標名	現状値（24年度）	平成30年度の目標
老朽化に伴う小中学校施設の修繕・整備	75%	98%
小中学校等の耐震化率	73.2%	100%

（3）小中一貫教育の推進

① 「緑風学園」の教育活動の充実

小学校・中学校が一体となった施設及び学校運営の中で義務教育の9年間を一貫した指導体制により、教育課程特例校制度(小1からの英語活動)や小規模特認校制度を導入した特色ある教育活動を推進するための支援を行います。(学校教育課)

② 屋我地小中一貫教育校の推進

屋我地地域では、過疎化・少子化により児童生徒の数が減少しており、今後も更に減少していくことが見込まれています。子どもたちにとってより良い教育環境を提供し、今後の児童生徒の減少に歯止めをかけるため、平成28年度4月の屋我地小中一貫教育校開校に向けて取り組んでいきます。(教育委員会プロジェクトチーム)

施策の目標

指標名	現状値（24年度）	平成30年度の目標
「緑風学園」在籍児童生徒数	144人	180人
小中一貫教育校数	1校	2校

(4) 学校給食の充実

① 学校給食施設の再整備

老朽化が課題になっている学校給食施設の再整備を行い、子どもたちにより安全・安心な学校給食の提供を行います。(教育委員会プロジェクトチーム)

② 学校給食における安全な食材の使用及び地産地消の推進

名護市産の食材を、学校給食に積極的に活用します。さらに、地産地消推進協議会の設置と運営を行います。(教育委員会総務課)

③ 名護市立学校給食費補助

義務教育下における多子世帯の経済的負担を軽減するため、引き続き3人目以降の学校給食費無料化を行います。(教育委員会総務課)

④ 新しい学校給食施設における時代に即した学校給食の検討

アレルギー対応の対象食材、除去食調理体制の検討を行います。また、調理及び配送の民間委託の検討を行います。(教育委員会総務課)

⑤ 学校給食費徴収率の向上

学校給食費の充実を図るため、徴収体制の強化を図ります。(教育委員会総務課)

施策の目標

指標名	現状値 (24年度)	平成30年度の目標
廃止対象の学校給食施設	5施設	3施設
新しい学校給食施設	0施設	1施設
地産地消率	20%	25%
学校給食費徴収率	92%	95%
アレルギー対策に関する方針決定	—	方針決定

(5) 名護市立教育研究所運営の充実

① 長期教育研究員研修の充実

直面している課題(小中の連続性・つなぎ、学びの共同体、小中一貫教育校)を取り上げ、関係機関との連携・協力の下、教育実践に結びついた教育活動の推進に寄与します。(学校教育課)

② 適応指導教室の充実

個々の児童生徒に適切な体験活動や学習活動の提供と支援の充実を図るとともに、保護者、原籍校、関係機関との連携を充実させ、学校復帰、進路指導の充実を図ります。(学校教育課)

③ 教育相談室の充実

児童生徒をはじめ、保護者及び教員の教育上の問題や悩みについて積極的に相談に応じ、関係機関と連携をし、援助などの充実を図ります。(学校教育課)

④ 北部広域市町村圏事務組合との連携

長年にわたり、将来のやんばる教育の展望として、国頭教育事務所管内の「国頭教育研究所(仮称)」の設立に向けた動きがあります。近年、ますます強くなってきており、当研究所としてもこの好機を生かす努力を図ってまいります。(学校教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24 年度)	平成 30 年度の目標
教育関係機関との連携	1 機関	3 機関
適応指導教室からの学校復帰 (部分復帰も含む)	25%	30%
登校支援に関する関係機関との連携 (利用希望者と受け入れ状況)	100%	100%
相談員の数	2 人	現状維持
教育相談業務において支援に結びついた件数	100%	100%

個別目標 2

確かな学力を身に付けさせる教育の推進

児童生徒に「生きる力」を育み、確かな学力を身に付けさせるため、学力向上に向けた取組の充実を図ります。

現状・課題

学力において、本県は全国の中でも低い位置にありますが、本市は更に低い状況にあり、大きな課題であります。これまでも学力向上に向けた様々な事業を展開しているところではありますが、今後も引き続き学力向上に向けた効果的な取組を検討しつつ進めてまいります。

具体的施策

(1) 学力向上推進事業の充実

① 学力向上推進委員会の充実

名護市学力向上推進委員会では、幼児児童生徒一人一人に確かな学力を身に付けさせ、生きる力を育むことを目標とした取組を行っています。学校・家庭・地域ぐるみで学力向上に取り組むために、基本的な生活習慣や学習規律について、幼小中共同実践事項を掲げ、学校・家庭・地域が連携した取組を行います。(学校教育課)

② 学習支援ボランティアの配置

児童生徒の一人一人の学習の定着、学力向上を図るため、公立大学法人名桜大学と連携し学習支援教室「びゅあ」や「子育て支援塾」へ学習支援ボランティアを派遣します。(学校教育課)

③ 読書活動の充実

学校図書館は、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実に不可欠な教育環境です。各学校図書館に配置された学校図書館司書の専門性を発揮し、選書や蔵書率を高め、児童生徒の読書活動の向上に資する取組を支援します。(学校教育課)

④ 学校特任アドバイザーを活用した授業力向上の充実

学力向上のために平成 25 年度から導入された学校教育特任アドバイザーについて、平成 26 年度以降は、教育委員会主催の研修等で活用するとともに、各校の校内研究や授業改善の場にも派遣します。それによって、教員の授業力向上を支援し、学校が学びの共同体となる改革を推進します。(学校教育課)

⑤ 学習指導支援者の配置

児童生徒の基礎学力の確実な定着を図るため、学習指導支援者を配置し、個に応じたきめ細かい指導を充実させます。(学校教育課)

⑥ 各種教科等研修会の充実

教師の授業力向上を図るため公開授業を行い、文部科学省学力調査官等を招へいした講演会等を実施します。また、沖縄県学力到達度調査から見られる児童生徒の実態を把握し、授業改善の充実を図ってまいります。(学校教育課)

⑦ 市研究指定の充実

地域の高等教育機関と連携するなど、特色ある学校づくりを進めることで学力向上につなげていくために市研究指定校を設置します。

市内教諭がグループを組み「活用する学力を目指して」研究を進めていきます。(学校教育課)

施策の目標

指標名		現状値 (24年度)	平成30年度の目標	
沖縄県学力到達度調査 県平均以上の学校数割合	小学校3年生	(国語)	50%	100%
		(算数)	50%	100%
	小学校5年生	(国語)	33%	100%
		(算数)	14%	100%
	中学校2年生	(国語)	25%	100%
		(数学)	25%	100%
		(理科)	16%	100%
		(社会)	50%	100%
		(英語)	25%	100%
	学習支援ボランティア人数		延べ206人	延べ1,200人
学習指導支援者の配置数		5校/23校	22校/22校	
学校図書の充足率(小学校)		88.0%	100%	
学校図書の充足率(中学校)		82.0%	100%	
市研究指定に関わる学校		8校/23校	22校/22校	

(2) ICT(情報通信技術)を活用した教育の推進

① ICT教育環境の整備

無線LANを整備し、タブレット等を導入し、児童生徒の理解・思考・表現に役立てます。

校務支援ソフト(名簿・成績処理・指導要録等)を導入し、教師の負担軽減を図り子どもと向き合う時間を増やします。(学校教育課)

② ICTを活用した授業の充実

市情報教育研修会でICTを活用した授業研究等を行い、教師及び児童生徒のICT活用能力を高め学力向上を図ります。(学校教育課)

施策の目標

指標名	現状値(24年度)	平成30年度の目標
実物投影機の設置	0台	全学級
プロジェクター・スクリーンの設置(学級)	0台	全学級
無線LANの整備	0校	22校/22校
タブレット端末の整備	0校	3校/22校
校務支援ソフト導入校	8校/23校	22校/22校

(3) 国際社会に対応できる人材の育成

① 中学生海外短期留学事業

平成21年度よりスタートした本事業は、本市の将来を担う国際感覚豊かな人材育成のため、中学校に在籍する生徒を対象に海外の教育機関等で学習する機会を与えるものです。平成24年度から派遣先をアメリカ合衆国ハワイ州ハワイ郡ヒロとし、市独自のプログラムで研修を実施していますが、研修内容については今後更なる充実に向けて取り組む必要があります。また、より多くの生徒にその機会を与えるためにも、派遣者の増員についても検討していきます。(学校教育課)

② 小・中学校英語支援員の充実

児童生徒の英語に対する興味関心を高め、英語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成と能力の向上を目指し、小学校外国語活動や中学校英語における指導補助、教材・教具の作成、各種コンテスト等の指導補助として、市内各小中学校へ8人のALT(英語支援員)を配置しています。現在、小中連携を考慮し、中学校校区を中心にALTを配置していますが、大規模校では全クラスへの対応が厳しい状況です。そのため、ALTの増員と配置の工夫改善に取り組んでいきます。(学校教育課)

③ 英語検定料一部補助

平成 25 年度より実用英語技能検定の受験機会の拡大と、生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目指し、英検の検定料金の一部補助を実施しています。今後は受検率の向上と中学校卒業までの 3 級取得者増を目指し、生徒、保護者への本事業の周知を図るとともに、英語担当教諭の指導力向上に努めます。(学校教育課)

④ 小・中学生英語体験学習

普段経験することのできない様々な英語活動や外国人との交流を通して、英語によるコミュニケーションへの積極的な態度と児童生徒の英語に対する興味・関心を高めることを目的に本事業を実施します。今後は事業を継続しながら、円滑な企画運営と学習内容の充実に努めてまいります。(学校教育課)

⑤ 児童英検の推進

児童の英語に対する興味・関心を高めるとともに、客観的な評価を行い、指導の工夫改善に資することを目的に、平成 24 年度から小学 5, 6 年生を対象に児童英検を実施しています。小学校における英語教育の重要性が高まっている現状を考えると、今後はそれぞれの学年の目標数値を達成することが望まれ、その結果を踏まえて、各小学校における外国語活動の授業の工夫改善に取り組んでまいります。(学校教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24 年度)	平成 30 年度の目標
海外短期留学派遣者	12 人	20 人
市内全中学生の英検受検率	—	80%
中学卒業までの英検 3 級取得率	—	50%
市内全 5, 6 年生の児童英検受検率	100%	100%
児童英検 (ブロンズ) の達成率 (小学校 5 年生)	78%	85%
児童英検 (シルバー) の達成率 (小学校 6 年生)	—	80%

(4) キャリア教育の充実

① 産学官連携によるキャリア教育の支援

グッジョブ連携協議会等と連携して「ジョブシャドウイング」「職場体験」を推進します。

博物館や特定非営利活動法人NDA等と連携して地域教育資源を活用した授業を展開し、児童生徒のキャリア形成を図ります。(学校教育課)

② 研修会、講演会等の実施

キャリア教育を総合的(学校・家庭・地域・企業・職能団・NPO等との連携)に推進するために研修や講演会を実施します。(学校教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24年度)	平成30年度の目標
小学校ジョブシャドウイングの実施校	12校/14校	13校/13校
グッジョブ連携協議会等と連携した 職場体験の実施校 (中学校)	0校/8校	8校/8校
博物館、NDA等と連携した授業の実施校	16校/23校	22校/22校
研修会・講演会の開催数	1回	1回

(5) 幼児教育の充実

① 幼稚園指導主事の配置

幼児教育を充実させるためには、第1に教師の資質向上が重要です。幼稚園指導主事の配置により、計画的な研修会の実施、園内研修や研究保育における指導助言等で教師の専門性を高め幼児教育の充実を図ります。

また、保幼小連携体制構築、接続機のカリキュラム作成等で幼児教育における学びの基礎力を育むとともに、小学校への円滑な移行を図る支援を行います。(学校教育課)

② 幼児教育環境の充実

近年の社会情勢や本市の幼稚園教育の現状と課題を踏まえ、市立幼稚園における幼児教育及び子育て支援のさらなる充実を図るため、「名護市立幼稚園の今後の在り方検討懇話会」の提言を踏まえた基本方針に基づき、望ましい幼児教育の実現に向け取り組んでまいります。(学校教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24年度)	平成30年度の目標
幼稚園指導主事への相談件数 に対する指導助言数	100%	100%

(6) 教育関係機関等との連携

① 北部地区における教育関係機関との連携

児童生徒の科学に対する興味・関心を高め、科学的な思考力の向上を図るため、国立沖縄工業高等専門学校や沖縄科学技術大学院大学などの科学教育機関と連携し、理科教育の充実資する取組の支援を行います。

また、児童生徒が英語に親しみ、英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、教師の指導力向上を目指した研修会等を公立大学法人名桜大学との連携により開催するなど、英語教育の充実資する取組の支援を行います。(学校教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24年度)	平成30年度の目標
科学教育機関との連携	1件	8件

個別目標 3

児童生徒理解に基づく教育の推進

児童生徒一人一人の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高める教育活動を推進します。

現状・課題

関係機関・団体等と連携した生徒指導を実施するため、小・中・高の生徒指導担当教諭を含めた不登校児童生徒連絡会を開催し、情報交換や指導方法等の連携を行うとともに、中学校を単位とした校区内ネットワークの形成・拡充に努めています。また、市内の大規模中学校5校に配置した生徒指導支援者や教育相談室・あけみお学級との連携強化を図り、新たな不登校児童生徒を生まない取組に努め、相談及び支援業務を行っております。

近年、特別な支援を要する児童生徒が増加傾向にあることから、引き続き特別支援教育支援者を効果的に配置できるよう、就学相談の充実を図り、保護者との合意形成を重視するとともに特別支援教育支援者の資質向上を図る研修会等を実施してまいります。

具体的施策

(1) 心豊かな人間性を育む教育の推進

① 他の教育活動との関連を明確にした道徳授業の充実

人間関係が希薄化している現代社会において、望ましい人間関係を構築できるよう、学校において学級活動や学校行事、さらには、道徳教育や特別活動等にも積極的に取り組めるよう支援します。また、社会性や豊かな感性を育む体験活動を重視し、総合的な学習の時間を創意工夫し、豊かな体験活動ができる取組の充実を図ります。(学校教育課)

② 「六論のこころ」を生かした心の教育の充実

郷土の偉人・程順則の教え「六論のこころ」を生かし家庭及び地域社会における子育ての実践や学校における心の教育の推進に役立てます。(学校教育課)

③ 情報モラル教育の充実

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を養うための情報モラルに関する児童生徒・保護者向け講演会や指導の充実を図ります。

また、児童生徒の情報社会における行動や状況を把握し情報モラル教育に生かしていくために定期的にアンケートやヒアリングを実施します。(学校教育課)

④ 伝統文化の尊重

沖縄県の「しまくとぅばの日に関する条例」の趣旨に鑑み、本市においてもしまくとぅばの普及促進につながる活動を推進します。

中学校音楽科の和楽器の扱いにおいて、郷土の伝統文化の良さを味わえるように三線指導に力を入れていきます。(学校教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24 年度)	平成 30 年度の目標
情報モラルに関する研修会・講演会	情報担当者向け 1 回	市内全小中学校各 1 回以上
情報モラルに関する授業	—	道徳に位置付け、各クラス 1 回以上
情報モラルに関するアンケート・ヒアリングの実施	0 回	2 回
校内放送・運動会等行事におけるしまくとぅばの使用	—	市内全小中学校
三線の設置	0 丁	40 丁

(2) 人権教育や平和学習の充実

① 学校の教育活動を通じて行われる人権教育や平和学習の充実

生命を大切にし、自他の人格を尊重し、互いの個性を認め合う共生の心や他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性を育むことを目指し、「人権の日」に合わせた各学校における人権教育の充実とともに、全職員が共通理解のもと指導が図られるよう奨励していきます。

また、平和学習については、生命の尊重と個人の尊厳を基本に、思いやりの心や寛容の心を育むとともに、自他を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成を目指すため、各学校における平和教育においては、文化課市史編さん係の取組や地域の人材の活用を図るとともに、全職員が共通理解のもと指導が図られるよう奨励していきます。(学校教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24 年度)	平成 30 年度の目標
各学校における人権教育の取組	23/23 校	22/22 校
各学校における平和学習の取組	23/23 校	22/22 校

(3) 生徒指導の充実

- ① 「名護市生徒指導連絡会」及び「名護市不登校児童生徒連絡会」の充実
各機関係機関・団体が連携した生徒指導を実現するため、各連絡協議会を年4回実施し情報連携・行動連携を図り、一人一人の幼児・児童生徒理解に基づく指導体制の構築に努めます。(学校教育課)
- ② 生徒指導支援者を中心とした不登校児童生徒への支援
生徒指導支援者の確保や適応指導教室の充実を図り、児童生徒の不登校問題の解決に努めます。また、現在設置している適応指導教室に通級することのできない不登校児童生徒のための対策に取り組みます。(学校教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24年度)	平成30年度の目標
不登校児童生徒数	41人	33人

(4) 特別支援教育の充実

- ① 特別支援教育支援者の配置
支援を要する幼児児童生徒一人一人の教育の保障を目指し、生活や学習指導上の支援を行う支援者を配置します。また、支援者の支援力の向上を目指し、月1回の連絡会(又は研修会)を実施します。(学校教育課)
- ② 特別支援教育支援者研修会の実施
共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進し、担当教職員(特別支援コーディネーター・就学指導担当・支援者)対象の研修会を実施します。また、校内研修会においても適宜対応していきます。(学校教育課)
- ③ 名護市就学指導委員会の充実
共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム等の理念の下、就学相談の充実を図り、保護者との合意形成を重視し、教育的ニーズに最も的確に応える多様な学びの場(支援学級、支援学校、通級指導等)の提供を目指します。(学校教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24年度)	平成30年度の目標
支援者対象の研修会	4回	10回
特別支援教育に関する研修会	15回	20回
就学相談回数	240回	300回

個別目標 1

文化の保全・活用

名護市の豊かな自然や歴史的・文化的財産を保全・活用し、身近に親しむことのできるような環境づくりに取り組みます。

現状・課題

本市には多くの指定文化財(82件)や埋蔵文化財(約80か所)が所在しています。自然や歴史・文化などの各地域に残る文化財を保全するとともに、教育現場やまちづくりでの文化財の活用に向け、周知していく必要があります。

市史は、本編・資料編等、これまで18巻中12巻が刊行されています。また、毎年「市史セミナー」や北部の高校生を対象とした「高校生とともに考えるやんばるの沖縄戦(戦跡巡り)」、字誌刊行支援を行い、市史の普及活動にも取り組んでいます。

歴史的価値のある公文書について整理・保存を行っています。今後、歴史公文書の扱いについて、庁内への周知強化が求められます。

市史刊行終了後の資料(市史編さん資料及び歴史公文書資料)と組織の在り方について教育委員会で検討していく必要があります。

名護博物館は、平成25年度で開館30周年を迎えました。旧市役所を改築して「ぶりでい(みんなの多くの手)」の精神で市民とともに歩んできました。その間、多くの資料を収集・保管(約30,000点)し、調査・研究や教育普及活動や企画展示に生かしています。しかし、施設の老朽化や狭小性、設備の遅れは、多くの来館者に負担を強いる結果となっています。

現在、進められている新博物館の建設の推進と、地域連携、従来活動を充実させることにより市民の文化活動を深め、広げます。

具体的施策

(1) 文化財の保全及び普及活用

① 天然記念物「名護のひんぷんガジュマル」の保全

これまで倒木対策としての支柱の設置や土壌改良を実施し、短期的対策は成果を上げています。今後は、長期的対策として、ひんぷんガジュマルの抜本的な生育環境の改善を行うため、根鉢の拡大に伴う道路の付け替えや河川整備等の検討を行い、保全管理計画の策定を行う必要があります。(文化課)

② 重要文化財「津嘉山酒造所施設」保存修理事業の推進

平成 23 年度から 28 年度にかけて、国指定重要文化財「津嘉山酒造所施設」の保存 修理事業を実施します。平成 25 年度には廻屋部分が完成しており、平成 26 年度からは主屋部分の保存修理事業を予定しています。(文化課)

③ 天然記念物「名護市嘉陽層の褶曲」の保全

国指定天然記念物「名護市嘉陽層の褶曲」を保全するとともに、積極的な公開活用を図るため、周辺環境の整備を行います。(文化課)

④ 埋蔵文化財の保全

市内には約 80 件の埋蔵文化財が所在しますが、過去に行われた遺跡分布調査ではその多くが表面踏査による確認が主であったため、各遺跡の範囲及び性格が十分には把握されていない状況にあります。よって、開発行為が予定されている遺跡において、その範囲と性格を把握するために試掘調査を実施し、必要な場合は発掘調査を実施します。また、出土遺物や調査図面等の整理作業を行い、調査報告書の刊行に備えます。(文化課)

⑤ 豊年祭の支援

文化課では、各地の豊年祭の様子を映像記録等で残しています。過去の豊年祭の映像記録も多数保管されていますが、古くなり傷んでしまっていたり、現在の機器では利用できないものもあるため、現在、それらのデジタル化作業を進めています。今後は、これら映像資料を市民へ公開し、地域の伝統文化の継承に役立てます。(文化課)

⑥ 「55 区すべてに指定文化財を！」を目標に、市内文化財の周知及び普及・活用の促進

現在、市内には国・県・市指定の文化財が合わせて 82 件あります(平成 25 年度末現在)。区別にみると、指定文化財が所在する区が 29 区、所在しない区が 26 区となっています。「55 区すべてに指定文化財を！」を目標に、各区に残る貴重な文化財を後世に残し、伝えていくために、市内文化財の指定、周知及び普及・活用を促進します。(文化課)

⑦ 考古資料を活用した出前事業の実施

市内には、約 80 か所の遺跡が確認されており、本市の歴史や文化を紹介するためこれまでも市民を対象に講演会や見学会を実施してきました。また、過去に実施された埋蔵文化財調査により得られた資料(遺物)を整理し、羽地資料室内に整備した展示スペースで公開をしています。今後はさらに学校現場等で出前講座を実施するなど、教育普及活動を推進していきます。(文化課)

施策の目標

指標名	現状値 (24 年度)	平成 30 年度の目標
保全管理計画の策定	—	策定
重要文化財「津嘉山酒造所施設」保存修理事業の進捗状況	15%	100%
指定文化財の件数	80 件	90 件
指定文化財が所在する区	28 区	35 区
出前事業等での遺物の公開・活用	3 回	5 回

(2) 博物館活動の充実

① ぶりでい子ども博物館の充実

ぶりでい子ども博物館は、市内の小学校 5 年生を対象としています。地域に残る自然や歴史・民俗について地域で生業や活動している市民が講師となり、子どもたちが体験する講座です。自然観察会や稲作、塩づくり、黒糖づくりなど、やんばるの特徴ある産業を昔ながらの道具を使ってその原理、原則を学びます。(博物館)

② 企画展、特別展の開催や市民ニーズにあった講演会の実施

名護・やんばる地域の特徴や課題等を調査・研究し、企画展や特別展にあわせて、図録を発刊し広く市民に公開することによって、地域をより深く理解する機会を創出します。講演会も市民ニーズにあわせたテーマに沿って開催します。(博物館)

施策の目標

指標名	現状値 (24 年度)	平成 30 年度の目標
地域で体験できる講座数	8 講座	10 講座
企画展・特別展・講演会回数	8 回	10 回

(3) 市民の市史づくり

① 市史の刊行

本市の歴史を編さんする事業で、「名護市史刊行計画」に沿って、平成26年度からの5か年間は、戦争編、戦後生活史編、自然と人編、文献資料集を刊行していきます。(文化課)

② 教育普及活動の推進

市史編さん事業の成果を市民に広報・普及する事業で、平和学習の実施、市史セミナーの開催、字誌づくりの支援、民話紙芝居の制作を行います。(文化課)

③ 歴史公文書の収集・整理・保存

歴史公文書の適切な収集・整理・保存に取り組み、市史編さん資料として活用します。(文化課)

施策の目標

指標名	現状値 (24年度)	平成30年度の目標
名護市史の刊行 (本編・別巻・資料編計18巻)	12巻	16巻
平和学習(戦跡めぐり)の参加者	60人	90人
市史セミナーの参加者	88人	100人
名護市内字誌の発刊区数	28区	30区
民話紙芝居の制作	11組	17組

(4) 新博物館の建設

① 用地・建設費の確保

新博物館においては、「森林資源研究センター跡地」を最適地とし、現在沖縄県と調整中です。この地は、標高が 15m 以上あり、近隣の小・中・高等学校との連携や広さを活用した屋外展示にも有効に機能できます。

用地の確保とともに、補助メニューの情報を点検・確認、精査し申請していきます。(博物館)

② 新博物館展示のための資料収集・整理・保管

新博物館のテーマは、「名護・やんばるのくらしと自然」です。新博物館の顔といえる常設展示は、三つのカテゴリーに分けています。①海②まち・ムラ③山のそれぞれの自然史・民俗歴史資料を、これまで収集された資料を確認しながら展示に向けた資料を収集し、整理、保管後、新博物館で市民に公開していきます。(博物館)

③ 新博物館での活動の充実

新博物館では、子どもから高齢者までの人が集う文化活動として充実を図るとともに観光施設及び地域を学習する施設として、文化活動の面からまちづくりに貢献する施設を目指します。(博物館)

④ 新博物館での学習支援活動

新博物館では、これまでの活動のほか地域での連携を心掛けます。特に学校学習支援については、地域の自然・歴史・文化資源を学校現場に生かし、学習能力を高める工夫をします。また、名護博物館友の会など地域の人材を生かした学習支援を行います。(博物館)

施策の目標

指標名	現状値 (24 年度)	平成 30 年度の目標
収集資料数	30,000 点	33,000 点
入館者数	15,563 人	16,000 人
学校見学・出前講座	50 回	80 回

個別目標 2

図書館サービスの充実

地域公民館・学校・社会教育関連機関等と協力し、市民のニーズに合った幅広い資料・情報・サービス・学ぶ機会を提供します

現状・課題

各地域での図書館活動を推進するために移動図書館の充実や各支所・地域公民館への資料配架などにも取り組み、全市民が平等に図書館サービスを受けられるようにあらゆる資料・情報の収集・提供を積極的に行なっています。しかし、市民からの要望としては、インターネット予約や開館時間の延長などがあります。

具体的施策

(1) 市民に開かれた利用しやすい図書館運営

- ① リクエスト、レファレンスサービスの充実・実施
利用者からの予約・リクエストに可能な限り応え、レファレンスサービスにも迅速に対応できるよう幅広い蔵書構成を心がけます。またインターネットを活用したサービスの充実にも取り組みます。(中央図書館)
- ② 学校図書館司書との連携
市内小中学校図書館司書と中央図書館司書との連絡会をもち、学習支援や読書活動の充実に向けて協力していきます。
また、共同で「推薦図書リスト」を作成し、読み聞かせやレファレンスに対応できるよう図書資料を充実させます。
学校図書館の蔵書・活動等については「学校図書館自己評価チェックシート」を作成し、各学校が共通の目標に向かって取り組めるよう支援します。(中央図書館)
- ③ ハローワークや地域若者サポートステーションとの連携
館内に求人コーナーを設置・PRし、就職関連図書資料を充実させ、就労支援を行います。就職やキャリア教育に関連した講座・講演会を開催します。(中央図書館)

- ④ ボランティアによるおはなし会の継続
 毎週土曜日のおはなし会、月 2 回の英語のおはなし会を継続させ、その他の特別おはなし会の充実を図ります。
 読み聞かせボランティアの養成・スキルアップのための講座・講演会を開催します。
 (中央図書館)
- ⑤ 市民の要望に考慮した講演会
 市民からの要望に応えるとともに、児童・一般・郷土コーナーに関連した内容の講演会・講座を開催します(毎年最低でも 3 回)。(中央図書館)
- ⑥ 企画展等の実施
 図書館の収蔵品の展示、市民の作品展、博物館や文化課・社会教育課等と協力して企画展を実施します。(中央図書館)
- ⑦ 中央図書館業務の一部民間委託
 図書館の一部業務委託を検討し、開館時間の延長等、市民が利用しやすい図書館運営に取り組みます。(中央図書館)

施策の目標

指標名	現状値 (24 年度)	平成 30 年度の目標
予約・リクエスト受付数	2,178 件	2,800 件
レファレンスサービス受付数	1,957 件	2,500 件
おはなし会 (特別おはなし会含む)	57 回	65 回
図書館の利用登録者数 (累計)	46,673 人	55,500 人
図書館の年間貸出件数 (累計)	318,167 件	424,000 件
読み聞かせスキルアップ講座・講演会	1 回	3 回
講演会 (児童・一般・郷土関連)	3 回	5 回
講座 (文化・教養・健康関連)	1 回	2 回
企画展 (図書館資料、他機関との共催)	2 回	5 回

(2) 全市民へ公平なサービスの提供

① 移動図書館、羽地地区センター図書室の充実

移動図書館、羽地地区センター図書室のそれぞれの利用者のニーズに合わせた蔵書の充実を図ります。また羽地地区センター図書室で開催されるイベントのPRにも力を入れます。(中央図書館)

② 地域公民館、企業等へのセット貸出の推進

図書館で選んだ図書のセット(1セット 50冊)を1か月間貸し出す「セット貸出」をPRし、地域公民館や企業等への貸出を推進します。(中央図書館)

施策の目標

指標名	現状値 (24年度)	平成30年度の目標
移動図書館・貸出冊数	41,111冊	46,000冊
羽地地区センター図書室貸出冊数	13,772冊	17,000冊
セット貸出(地域・企業・市役所)	9か所	15か所

個別目標 3

芸術文化を創造するための環境づくりの推進

市民参加による芸術文化活動を充実させ、市民が夢や希望を抱き、芸術文化を身近に親しむことのできる文化薫る街を目指します。

現状・課題

子ども芸術支援事業やアウトリーチ事業等を展開するとともに、文化協会等、芸術文化活動を行う団体を支援し、市民への芸術文化の向上に努めています。

市民会館は築 25 年を経過しており、老朽化が進行し、随時修繕等を行っていますが、施設の安全管理については、十分な配慮が必要となります。

具体的施策

(1) 市民会館事業の充実

① 地域の芸術文化を生かしたまちづくりの展開

人とまち、人と文化をつなぐ新たな価値を生み出す創造的活動の拠点として、市民会館の管理・運営の充実を図り、魅力ある文化施設の運用に努めます。市民が芸術文化を身近に感じることができるよう、市民の芸術創造活動への参加と交流を促し、地域全体に芸術文化を普及させ、潤いと活力あるまちづくりの実現のために、自主芸術文化事業の企画、運営を行います。(社会教育課)

② 市民参加型事業の充実(ビックリスマス等)

多くの市民が芸術文化に親しんでもらうため市民会館を芸術文化活動の拠点として「発表の場」「育成の場」を目的に、「地域密着型」「市民参加型」の事業を行い、地域における芸術文化活動を支援します。(社会教育課)

③ 高齢者、障がい者施設へのアウトリーチ事業の拡充

芸術普及活動(アウトリーチ活動)を福祉施設等で実施することにより、芸術文化を限られた一部の人々のものから広く地域住民に広めるとともに、間近に音楽などを体感することで豊かな感性を育みます。(社会教育課)

施策の目標

指標名	現状値（24年度）	平成30年度の目標
鑑賞型事業	3公演	5公演
文化団体活動支援	3団体	3団体
助成活用事業（NHK・宝くじ・三井文化財団等）	0公演	3公演
助成活用事業（文化庁芸術家派遣事業）	15校	18校
市民参加型事業	3公演	4公演
福祉施設等へのアウトリーチ事業	2回	5回

（2）次世代の芸術文化を担う人材育成の推進

① 子ども芸術支援事業の充実

未来の芸術文化を担い、支える人づくりに取り組むため、「こども一万人の個展」の開催など、子どもを対象として芸術文化を体験する機会を提供します。また、新進芸術家が成長し、躍進していく環境づくりを進めるとともに、芸術文化の担い手と支え手の双方を拡充させ、活動発表・交流の場づくりを行います。（社会教育課）

育成団体：名護ジュニアオーケストラ／名護市児童劇団／名護市児童合唱団

② 市内の学校等と連携したアウトリーチ事業の展開

学校と連携を図り、子どもたちが学校における学びだけではなく、芸術文化に身近に触れ、体験活動ができる環境づくりを行い、質の高い専門性を生かしたアウトリーチ事業を展開することでコミュニケーション能力の向上や生きる力を育む環境づくりに努めます。（社会教育課）

施策の目標

指標名	現状値（24年度）	平成30年度の目標
3団体の定期公演回数	3公演	3公演
3団体の団員数	126人	160人
こども一万人の個展への参加者数	4,844人	5,000人
学校へのアウトリーチ事業回数	69回	80回

(3) 市民会館の管理運営の充実

① 安全対策や防災対策などに配慮した施設や設備の維持管理

不特定多数が利用する公共施設として、危機管理・安全対策に十分に配慮した管理運営を行い、防災・防犯対策を構築し、利用者の安全を常に確保する維持管理に努めます。

(社会教育課)

② 利用者のニーズに応じた管理・運営の充実

市民会館の管理・運営を適切に行い、施設の老朽化に伴う、修繕、時代のニーズに沿った設備機器等の整備を行い、施設を安全かつ快適に利用できる公共施設の充実を図ります。

(社会教育課)

個別目標 4

公民館活動の充実

生涯学習機会の提供や家庭教育の充実、地域公民館との連携を図るため、市民ニーズに応じた各種事業に取り組むとともに、市民が誰でも気軽に集える生涯学習の拠点となるよう、施設の管理・運営の向上に努めます。

市民が気軽に集える生涯学習の拠点となるよう、地域公民館の活動を支援します。

現状・課題

市内には、中央公民館をはじめ、博物館、図書館等の生涯学習関連施設があり、それぞれの施設において特色ある事業が展開されています。今後は、関連施設間の連携強化を図るとともに、地域の公民館を積極的に活用し、より市民ニーズに応じた事業の展開が望まれます。

具体的施策

(1) 中央公民館の充実

① サークル団体の支援及び発表機会の提供

充実したサークル活動ができるよう団体を支援している。年に1回、サークル団体の活動を披露するための発表会を実施していきます。(社会教育課)

② 社会的な課題をテーマにした講座の実施

「農業体験講座」や「法律問題」など、社会の変化や要望に応じた講座を実施し、市民生活の向上を目指します。(社会教育課)

③ 中央公民館の管理・運営の充実

利用者が安全で快適に活動ができるよう、施設の修繕や備品の整備等を行います。(社会教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24年度)	平成30年度の目標
中央公民館サークル団体数	51 団体	55 団体
サークル活動発表会	1 回	1 回
講座実施数	25 回	25 回
講座受講者数	3,024 人	3,100 人

(3) 地域公民館の充実

- ① 生涯学習拠点施設としての充実と、適切な管理・運営が図られるような支援体制の充実

地域の公民館を生涯学習拠点施設として位置付け、活発に活動ができるよう支援していきます。(社会教育課)

- ② 「名護市公民館連絡協議会」との連携の充実

公民館長や書記を対象にした研修会を年に1回実施し、連携の充実を図ります。(社会教育課)

- ③ 各区及び他機関と連携した講座の実施

地域の公民館を活用し、地域移動講座を実施します。(社会教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24年度)	平成30年度の目標
公民館職員等研修会	1回	1回
地域移動講座	5回	7回

個別目標 5

スポーツ・レクリエーション活動の充実

市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりや競技スポーツの推進を図るため、市民のニーズを把握しより良いスポーツ環境の整備に取り組みます

現状・課題

市民が気軽にスポーツに親しめるよう各種スポーツ教室等の開催や競技スポーツの推進に向けて、施設環境の改善などに取り組んでおりますが、指導者育成等において課題があるため、NPO 法人名護市体育協会や学校体育団体、公立大学法人名桜大学等とも連携を図りながら取組を進めてまいります。

具体的施策

(1) スポーツ活動事業の推進

- ① 各種スポーツ教室の開催(テニス、水泳、ウォーキング等)
名護市スポーツ推進委員と連携し、市民が気軽にスポーツに親しめるよう各種スポーツ教室等を開催します。(社会教育課)
- ② 学校プール一般開放事業
学校教育に支障のない範囲で、市民の体力向上と水泳の振興を図るため、夏季休業期間における学校プール一般開放を実施します。(社会教育課)
- ③ スポーツ推進委員の組織強化及び活動支援
地域のスポーツ振興を担う名護市スポーツ推進委員の確保や委員の資質向上を図るため、研修会への参加や実技研修会を実施します。(社会教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24 年度)	平成 30 年度の目標
スポーツ教室等への参加者数	153 人	250 人
学校プール一般開放事業利用者数(20 日間)	1,865 人	1,900 人
研修会・実技研修会開催数	15 回	16 回

(2) 青少年のスポーツ活動の推進

- ① ジュニアを中心としたトップアスリートの育成・強化及びスポーツ少年団の組織化及び指導者育成の推進

ジュニアアスリートの育成・強化を図るため、名護市体育協会や学校体育団体、各種競技団体、名桜大学等との連携を図り、指導者の育成・確保に取り組みます。(社会教育課)

- ② プロ選手やトップアスリートによるスポーツ教室の開催

主催事業又は共催事業によりプロ選手やトップアスリートを招へいし、スポーツ教室を開催します。(社会教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24 年度)	平成 30 年度の目標
指導者講習会開催件数	0 回	2 回
スポーツ教室の開催件数	0 回	3 回

(3) 競技スポーツの推進

- ① スポーツ関係団体支援事業

NPO 法人名護市体育協会を中心とした各種スポーツ団体への活動を支援し、競技力向上を図ります。(社会教育課)

- ② 県レベルの大会やスポーツイベントの開催

県レベルの大会やスポーツイベントを開催することで、各種スポーツの競技力向上を図ります。(社会教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24 年度)	平成 30 年度の目標
スポーツ団体数	420 団体	425 団体
大会・スポーツイベント開催件数	3 件	5 件
県民体育大会参加者数	356 人	380 人

(4) 社会体育施設の整備

① 体育施設維持管理業務及び改修事業

良好な施設を維持管理するとともに、設備等が経年劣化している名護市 B&G 海洋センタープールの改修や、名護市陸上競技場のスタンド改修等について、助成金や交付金等を活用し、利用者が快適に活動できるよう施設環境を整えます。(社会教育課)

※ 管理施設：21 世紀の森体育館、名護市陸上競技場、名護市 B&G 海洋センタープール、羽地ダム多目的広場

② 備品購入事業

必要備品を購入し、快適なスポーツ環境づくりに取り組みます。(社会教育課)

③ 真喜屋運動広場の再整備事業

多目的広場として、様々なスポーツが快適かつ安全に行えるよう拡張整備してまいります。(社会教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24 年度)	平成 30 年度の目標
管理施設利用者数	134,708 人	145,000 人
備品購入件数	2 件	3 件
真喜屋運動広場の拡張整備	—	完了

(5) 「名護市スポーツ推進計画(仮称)」策定の推進

① 「名護市スポーツ推進計画(仮称)」策定の推進

本市の実情に即したスポーツ振興に係る総合的な計画を策定します。(社会教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24 年度)	平成 30 年度の目標
名護市スポーツ推進計画の策定	—	策定

個別目標 1

地域・家庭の教育力の再生

青少年の健全育成体制の充実及び家庭教育の支援を図るため、学校・家庭・地域及び関係機関が連携して、地域全体で子どもを育む体制を整えていきます。

現状・課題

県内における、深夜はいかい、飲酒、喫煙等の不良行為で補導された少年は、全国の増減比と比べると、高い水準で推移しており、また、青少年を取り巻く環境も、夜型社会や、全国平均を上回る失業率・離婚率など、課題が多く、青少年健全育成体制の充実を図るには、学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組む必要があります。

都市化や過疎化の進展に伴い、世帯規模の縮小、地域社会の連帯感の希薄化等、子どもたちが生まれ育つ家庭環境や地域社会の環境が大きく変化している中、全ての教育の出発点といわれる家庭教育への支援について、親だけでなく、地域を巻き込んだ支援体制を整える必要があります。

具体的施策

(1) 青少年の健全育成事業の充実

- ① 「名護市青少年健全育成基本計画(案)」の策定へ向けた取組の推進
青少年問題協議会の中で作業部会を立ち上げ、取り組んでいきます。(社会教育課)
- ② 「青少年センター(仮称)」設置へ向けた取組の推進
青少年に関する総合的な窓口の設置に向けて検討していきます。(社会教育課)
- ③ 「名護市青少年育成協議会」活動の支援
「青少年の主張大会・ふるさと未来絆リーダー研修・青少年功労者表彰・夏まつりやさくら祭りでの夜間街頭指導」等を実施します。(社会教育課)
- ④ 「深夜はいかい防止等名護市民大会」の開催
青少年の夜遊びや深夜はいかいを防止し、全市民が夜型社会の是正を図り、生活リズムの確立を目指すため、市民大会を開催しています。(社会教育課)
- ⑤ 夜間街頭指導の実施
毎月第3金曜日の少年を守る日や、夏まつり、さくら祭りにおいて、中学校の校外指導部や少年補導員、名護警察署と連携し、夜間街頭指導を実施しています。(社会教育課)

⑥ 成人式の開催

成人に達したことを社会的に認知し、新たな門出を祝福します。(社会教育課)

⑦ 自然体験活動を通じた児童生徒の健全育成事業の充実

次代を担う青少年が、自然に触れ、生きる力を養うとともに、異年齢集団で活動し、協調性や規範意識を学び、リーダーを育成するため、「ふるさと未来絆リーダー研修」を実施します。

また、どんぐりを通して、名護・やんばるの自然・歴史・文化を体験し、生きる力を育み、持続可能な社会を構築できる人材を育成するため、「どんぐり探検隊」を実施します。(社会教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24 年度)	平成 30 年度の目標
青少年に関する窓口の設置	—	設置
青少年向けの育成事業への参加者数	140 人	300 人
「深夜はいかい防止等名護市民大会」の開催	1 回	1 回
街頭指導の参加者数	1,124 人	1,200 人
成人式典の開催	1 回	1 回
自然体験学習の実施	2 回	2 回

(2) 家庭教育の支援

① 「家庭教育支援事業」の推進

全ての親が家庭教育に関する学習や相談等ができる体制が整うよう、地域人材の育成や活用、学校との連携による持続可能な仕組みを作り、地域全体で家庭教育支援を推進します。子育て支援塾の活動支援及び子育てサポーター研修会の開催を予定しています。(社会教育課)

② 子育てについての課題や悩みを解消するため、地域や学校と連携した講座の実施

子どもの発達段階に応じた子育てについての課題や悩みを解消するため「乳幼児期」「学童期・思春期」講座を学校等と連携して実施していますが、内容を精査し、単発ではなく、連続講座として取り組みます。(社会教育課)

③ 「家庭の日」・「早寝・早起き・朝ごはん運動」や「6：30運動」の推進

チラシ等の配布や防災無線の活用により「家庭の日」・「早寝・早起き・朝ごはん運動」及び「6：30運動」を推進し、市民意識の高揚を図ります。(社会教育課)

④ 弁当の日の実施

市内各小中学校で、「子どもが作る弁当の日」に取り組みやすいよう、保護者向けの食育講座、弁当の日講演会などを開催し、関心を高める取組を行います。(教育委員会総務課)

施策の目標

指標名	現状値 (24 年度)	平成 30 年度の目標
課題別子育て講座	18 回	24 回
弁当の日の講座、講演会などの開催	0 回	3 回
弁当の日実施校	0 校	10 校

(3) 地域の教育力の充実

① 「子どもの家事業」の推進

放課後の居場所に困っている子どもとその父母を支援するために、地域の公民館等を活用して子どもたちの居場所をつくり、地域の皆で地域の子どもを育てます。(社会教育課)

② 「学校・家庭・地域連携事業」の推進

教師・親・地域住民が相互に交流し、連携する体制づくりを推進することにより、学校・家庭・地域が連携し、学校の中に地域の方が積極的に関わり、教師の負担軽減を図るとともに、地域の教育力の向上を図るため、各学校に地域コーディネーターを配置し、学校の求めに応じて、学校支援ボランティア等の支援を行います。(社会教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24 年度)	平成 30 年度の目標
子どもの家実施数	18 か所	23 か所
地域コーディネーターの配置	21 人	21 人

(4) 生涯学習機会の情報提供・生涯学習施設等との連携充実

① 社会教育だより等の充実

毎月1回社会教育だより「心」を発行し、広報活動の充実を図ります。また、毎月1回各支所の社会教育主事による地域限定広報誌を発行し、情報発信の充実を図ります。(社会教育課)

② 生涯学習施設等との連携充実

社会教育関係連絡会議の開催及び拡充等により、生涯学習施設間の連携を図ります。(社会教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24年度)	平成30年度の目標
社会教育だより等の発行	1回/月	1回/月
社会教育関係連絡会議	1回/月	1回/月

(5) 社会教育団体の活性化

① 各支所の社会教育主事による地域の社会教育団体等の支援

地域の行事等を支援しながら、課題把握に努めるとともに、課題解決に向けた手立てを、住民と一緒に考えていけるような体制づくりのため、日々奮闘し、地元の話題が詰まった地域限定の広報誌は好評を得ており、引き続き推進を図ります。(社会教育課)

② 「名護市青年ネットワーク連合会」「名護市婦人会」「名護市子ども会育成連絡協議会」等の活動の支援

各団体とともに、時代に応じた組織の在り方や活動内容などについて考えるとともに、団体指導者研修会等を実施し、活動の活性化を支援します。(社会教育課)

施策の目標

指標名	現状値 (24年度)	平成30年度の目標
社会教育団体指導者研修会への参加者数	90人	120人

第4章 推進方策

- 1 この計画を推進するに当たり、重点的に取り組むべき課題については、「名護市教育委員会重点施策」を毎年度策定し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条に規定される教育に関する事務の管理及び振興の状況の点検及び評価を行い、P D C A サイクルに基づく進捗管理を行います。

- 2 市立学校はもとより公立大学法人名桜大学や国立沖縄工業高等専門学校、北部地区の各教育関係機関地域、民間団体等と連携を図りながら、成果目標の達成に向けて取り組みます。